

川崎市津波避難計画

川崎市

川崎市津波避難計画 目次

1	計画策定の目的	1
2	用語の意味	1
3	想定津波	1
4	津波情報及び避難対象地域	2
5	避難勧告・指示等	2
6	避難勧告・指示等と津波情報の伝達及び避難誘導	3
7	避難先	3
8	避難の基本的な考え方	3
9	津波避難の教育・啓発の内容	4
10	津波避難訓練	5
11	計画の修正	5
(別紙)		
別紙1	慶長型地震の津波浸水予測図	6
別紙2	津波警報に伴う避難対象町丁名(慶長型地震の場合)	7
別紙3	津波避難施設及び避難場所一覧	8
別紙4	学校区毎の避難所等一覧	9
別紙5	臨海部各島の避難にあたっての留意事項	11
(参考)		
参考1	川崎市地域防災計画(震災対策編)津波対策の抜粋	12
参考2	慶長型地震の震源モデル	18

1 計画策定の目的

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震は、わが国観測史上最大のマグニチュード9を記録し、東日本を中心に最大震度7の揺れが観測され、この地震に伴う大津波の発生により、想定外の津波が発生し東北地方沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。

神奈川県では、この教訓を踏まえ、神奈川県に津波被害を及ぼすと予想される地震について調査を行った結果、慶長型地震が発生した場合、川崎港においては最大津波高が3.71メートル（東京湾の朔望平均満潮位時（大潮時の平均満潮水位）0.90m+津波のみの高さ2.81m=3.71m）になり、川崎区の広い地域が浸水すると予想している。

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「川崎市地域防災計画（震災対策編）」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「神奈川県石油コンビナート等防災計画」を受けて、神奈川県の調査結果をもとに、津波災害から市民等の生命及び身体の安全を守ることを目的に、避難の考え方について定めたものである。

2 用語の意味

用語	定義
津波浸水予想地域	想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、気象庁の津波情報、津波浸水予想地域等に基づき指定する。
避難場所	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。
津波避難施設	避難者が緊急に避難する建物をいう。
災害時要援護者	一般的には高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人等をいう。

3 想定津波

川崎市に最大の津波被害をもたらす地震として慶長型地震を想定しました。これは、神奈川県が平成24年3月に公表した12の津波浸水予測の中から、本市において最大の被害をもたらす津波地震の想定として選定しました。

<慶長型地震の諸元>

対象地震	慶長型地震
地震規模	マグニチュード8.5
川崎港で予測される最大津波高【注】	約3.71メートル
最大津波高時の津波のみの高さ	約2.81メートル
川崎市内の浸水深	浅野町の一部ほか 2～3m その他の地域 2m以下
川崎港への最大津波高の到達予想時間	約96分
川崎市内浸水面積	約18.3km ² （川崎区の約45%）
要避難対象者数	約15万人（内陸部 約13万人）

【注】川崎港の潮位が朔望平均満潮位（大潮時の平均満潮水位：東京湾平均海面（T.P）+0.90m）時の高さがあると仮定した場合の津波高（0.90m+2.81m=3.71m）

4 津波情報及び避難対象地域

津波情報	予想される津波の高さ	避難対象地域
大津波警報	3 m超の津波が予想	東京湾内湾で3 m超の津波の発生は、国及び神奈川県調査では想定されていない
津波警報	1 m超～3 mの津波が予想	慶長型地震の津波浸水予想地域 (津波のみの高さ約2.81 m) 別紙1「慶長型地震の津波浸水予測図」 別紙2「津波警報に伴う避難対象町丁名(慶長型地震の場合)」※
津波注意報	0.2 m以上～1 mの津波が予想	臨海部の沿岸、多摩川河川敷

※ 避難対象町丁名は、津波の到達予想時の潮位及び予想される津波の高さ等を考慮し、検討するものとする。

5 避難勧告・指示等

(1) 避難勧告・指示等の発令基準

ア 津波警報が発表された場合

気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表した場合には、慶長型地震の津波浸水予想地域における各地の浸水深に応じて、次のとおり避難勧告・指示を発令するものとする。

また、臨海部の沿岸及び川崎区・幸区・中原区が多摩川の河川敷にいる人達に対して、津波警報を伝達し、直ちに海岸から離れ、津波避難施設等への避難と、河川敷から堤内に入ることを促すものとする。

発令内容	避難勧告・指示の発令基準
避難勧告	津波浸水予想が、0～50センチメートル未満になる地域
避難指示	津波浸水予想が、50センチメートル以上になる地域

参考 建物被害 浸水深が50センチメートル以上から半壊が急増する。(「東日本大震災による被災現況調査結果について(第1次報告)」(国土交通省平成23年8月4日))

人的被害 浸水深が50センチメートル以上から死者数が急増する。(内閣府が設定した浸水別の死者率関数)

避難勧告：居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難を勧め促す行為。

避難指示：危険が目前に切迫している場合に発令。居住者等を避難させる行為で勧告よりも拘束力が強い。

イ 津波注意報が発表された場合

気象庁が東京湾内湾に津波注意報を発表した場合には、臨海部の沿岸及び川崎区・幸区が多摩川の河川敷にいる人達に対して、津波注意報を伝達し、速やかに海岸から離れ、河川敷から堤外に入ることを促すものとする。

(2) 避難勧告・指示等の内容

避難対象地域の住民等に対し、次の事項を明確にし、円滑な協力を得るよう努める。

ア 避難を要する理由

イ 対象地域

ウ その他、必要に応じて避難路・避難先など

(3) 関係機関等への通知及び報告

市長は、避難勧告等を実施したときは、速やかにその旨を県知事に報告するとともに、川崎区長、幸区長及び中原区長と連携して、警察等の関係機関へ通報するものとする。

(4) 避難勧告・指示等の解除

ア 市長は、避難の必要がなくなったと認められるときは、避難勧告等を解除し、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。

イ 川崎区長及び幸区長は、避難勧告等の解除に伴う避難者への対応及び避難施設の管理者との事務処理にあたるものとする。

6 避難勧告・指示等と津波情報の伝達及び避難誘導

(1) 市は、気象庁から、津波警報の発表、避難勧告等の発令及び津波情報の伝達を受けたときは、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、かわさきFM、同報系無線、サイレン、広報車等により、関係する地域住民及び事業所等にその旨を伝達するものとする。また、市は事業所等に対して、周辺市民への情報伝達について協力を求めるものとする。

なお、広報車による伝達の際には、津波による広報車への被害が生じないよう安全を確保しながら行うものとする。

(2) 市及び関係機関は、安全性の確保を優先しながら、可能な限り避難誘導を行うものとする。

7 避難先

(1) 津波による被害を回避するため緊急一時的に避難する建物で、小・中学校などの公的施設及び協力を得られた民間施設などを津波避難施設に指定するとともに、川崎区内の津波避難対象地域外にある広域避難場所を避難場所に指定する。

(2) 津波避難施設には、次の標識を設置する。



図材：緑地に白抜きの津波、津波避難施設及び逃げ込む人の姿

(3) 別紙3 「津波避難施設及び避難場所一覧」

8 避難の基本的な考え方

気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表した場合の避難は、次のとおり行う。

(1) 原則として、慶長型地震の津波浸水予測地域外又は津波避難施設等へ避難するものとする。

- (2) 津波対象地域内の堅牢な建物の3階以上にいる者（津波浸水予想が0.8m未満の地域においては、堅牢な建物の2階以上にいる者）は、その場で待機するものとする。
- ※「堅牢な建物」：昭和56年6月1日（新耐震基準）以降に建築された、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物をいう。
- (3) 上記(1)及び(2)の対応が困難な場合には、近隣の堅牢な建物などに緊急退避するものとする。
- (4) 避難は、原則として徒歩とする。
- (5) 避難にあたっての心得
- ア 各家庭、各職場で津波警報が発表された際の避難行動を定めておく。
 - イ 気象庁が発表する津波に関する情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
 - ウ 気象庁が津波警報を発表した時は、迅速かつ落ち着いて避難する。
 - エ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報や津波注意報が解除されるまでは、自宅等に戻らない。
 - オ 避難する際は、大声で周囲の人たちに声を掛け、誘い合う。
- (6) 災害時要援護者への避難支援
- ア 避難誘導にあたっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民などの協力を得て避難支援を行う。災害時要援護者支援制度に登録している方がいる避難対象地域の住民は、支援者が円滑に災害時要援護者の避難を支援できるよう、あらかじめ災害時要援護者の状態に応じた支援方法を調整しておくものとする。
 - イ 東海地震に関する警戒宣言が発令された場合は、原則として避難所へ避難するものとする。
- (7) 学区毎の避難所等一覧
- 学区毎の要避難対象者数に応じて、避難先を割当てた場合の避難所等の一覧
別紙4 「学区毎の避難所等一覧」
- (8) 臨海部各島の避難にあたっての留意事項
- 別紙5 「臨海部各島の避難にあたっての留意事項」

9 津波避難の教育・啓発の内容

津波対策の教育・啓発にあたっては、「自らの生命は自ら守る」という観点に立って、家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、婦人会、青年団等）、事業所等のそれぞれの場において、教育・啓発していくものとする。

- (1) 消防・防災行政や消防団の経験者、自主防災組織のリーダー、防災ボランティア、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講演等を実施し、地域社会や事業所において津波防災に関する啓発の核となる人材を養成するものとする。
- (2) 教育・啓発の内容
- ア 気象庁が発表する津波警報及び津波情報などに関すること
 - (ア) 地震及び津波に関する基礎知識
 - (イ) 大津波警報・津波警報、津波注意報の発表基準、津波情報の内容
 - (ウ) 災害に関する情報の入手方法など
 - イ 避難行動に関すること
 - (ア) 津波浸水予想地域の周知
 - (イ) 津波避難施設及び避難場所の周知

- (ウ) 避難経路及び避難の所要時間の確認
 - (エ) 災害時要援護者の避難支援
 - (オ) 津波浸水に応じた被害の程度など東日本大震災時の避難に関する教訓・事例など
- ウ その他
- (ア) 地震発生時にとるべき行動
 - (イ) 緊急地震速報発表時等にとるべき行動
 - (ウ) 地震に対する日常の備えと心構え（家庭内での安全対策、食料・水の備蓄、非常持ち出し品の用意、災害時の家族の連絡方法等）など

10 津波避難訓練

津波避難訓練の実施にあたっては、情報の伝達、津波避難施設の開設、避難行動、災害時要援護者に対する避難支援及び水門や陸閘の点検・操作等に習熟するとともに、防災意識の高揚を図るものとする。

(1) 津波避難訓練の実施体制、参加者

ア 実施体制

自主防災組織、社会福祉施設、学校、医療施設、消防団、事業者、港湾関係者及びボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

イ 参加者

住民、事業者・港湾関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討する

(2) 津波避難訓練の内容

地域の実情を踏まえ、下記の事項について実施する。

- ア 津波警報、津波注意報、津波情報等の情報伝達訓練
- イ 津波避難訓練、津波避難施設の開設訓練
- ウ 制水門・陸閘の操作訓練
- エ 津波監視・観測訓練
- オ 要員参集訓練及び本部運営訓練
- カ 避難準備情報・避難勧告・指示の発令・伝達訓練
- キ 災害時要援護者に対する避難誘導訓練
- ク 救助・救護訓練

11 計画の修正

本計画は、被害想定などの変更に合わせて、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

参考1 川崎市地域防災計画（震災対策編）津波対策の抜粋

参考2 慶長型地震の震源モデル

津波警報に伴う避難対象町丁名（慶長型地震の場合）

警報の種類		避難対象地域(町丁名)
避難勧告 ※1	川崎区	東門前2丁目、東門前3丁目、昭和1丁目、川中島2丁目、伊勢町、旭町2丁目、富士見1丁目、榎町、宮前町、新川通、貝塚1丁目、渡田新町1丁目、渡田新町2丁目、渡田新町3丁目、小田1丁目、小田2丁目、小田6丁目、浅田1丁目、浅田2丁目、浅田4丁目、多摩川の河川敷
	幸区 中原区	多摩川の河川敷（河口から丸子橋上流の調布堰（調布取水所）まで）※3
避難指示 ※2	川崎区	浮島町、千鳥町、水江町、東扇島、扇町、白石町、大川町、扇島、殿町1丁目、殿町2丁目、殿町3丁目、小島町、江川1丁目、江川2丁目、大師河原1丁目、大師河原2丁目、昭和2丁目、出来野、田町1丁目、田町2丁目、田町3丁目、日ノ出1丁目、日ノ出2丁目、塩浜1丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、台町、四谷上町、四谷下町、池上新町1丁目、池上新町2丁目、池上新町3丁目、池上町、観音1丁目、観音2丁目、藤崎1丁目、藤崎2丁目、藤崎3丁目、藤崎4丁目、中島1丁目、中島2丁目、中島3丁目、大島1丁目、大島2丁目、大島3丁目、大島4丁目、大島5丁目、桜本1丁目、桜本2丁目、浜町1丁目、浜町2丁目、浜町3丁目、浜町4丁目、浅野町、富士見2丁目、境町、貝塚2丁目、渡田向町、渡田1丁目、渡田2丁目、渡田3丁目、渡田4丁目、大島上町、渡田東町、小田栄1丁目、小田栄2丁目、追分町、鋼管通1丁目、鋼管通2丁目、鋼管通3丁目、鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、田島町、南渡田町、田辺新田、小田3丁目、小田4丁目、小田5丁目、小田7丁目、

※1 避難勧告の地域

慶長型地震の津波浸水予測において、浸水深が50センチメートル未満の地域とする。

※2 避難指示の地域

慶長型地震の津波浸水予測において、浸水深が50センチメートル以上の地域とする。

※3 多摩川の河川敷

川崎区、幸区、中原区の河口から調布堰（調布取水所）までの河川敷を避難勧告の対象地域とする。

津波避難施設及び避難場所一覧

平成25年4月1日現在

番号	施設名	所在地	開設時間	備考
1	1 大師中学校	川崎区大師河原2-1-1		<p>●市立学校及び南部身体障害者福祉会館については、夜間等はガラスを壊して使用。</p> <p>●旭町子ども文化センター及び教育文化会館については、鍵を外部に預託。</p> <p>●県立大師高校及び県立川崎高校は体育館を利用、鍵を外部に預託。</p> <p>●※広域避難場所として使用。</p> <p>●開設時間に制限のある施設については、休業日は利用不可。</p>
2	2 殿町小学校	川崎区殿町1-17-19		
3	2-① 上野輸送機川崎事業所屋外社員用立体駐車場	川崎区小島町6-3		
4	2-② ラウンドワンスタジアム川崎大師店	川崎区殿町1-5-1		
5	3 東門前小学校	川崎区東門前3-4-6		
6	3-① 島忠ホームズ川崎大師店	川崎区中瀬3-20-20		
7	4 南大師中学校	川崎区四谷上町2-4-1		
8	5 大師小学校	川崎区東門前2-6-1		
9	5-① 大師公園 ※	川崎区大師公園1		
10	6 四谷小学校	川崎区四谷下町4-1		
11	6-① 入江崎水処理センター	川崎区塩浜3-17-1		
12	6-② 入江崎総合スラッジセンター	川崎区塩浜3-24-12		
13	6-③ 旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所合同2号館	川崎区夜光1-3-1		
14	6-④ 川崎平和講堂 平和の間	川崎区四谷下町2-5-20	9:00~22:00	
15	6-⑤ 県立大師高等学校	川崎区四谷下町2-5-1		
16	6-⑥ 日本ゼオン(株)総合開発センター8号館5階講堂4	川崎区夜光1-2-1	8:30~17:00	
17	7 川中島中学校	川崎区藤崎2-19-1		
18	7-① 市営藤崎住宅	川崎区藤崎1-5-9		
19	7-② 市営藤崎東住宅	川崎区藤崎3-2-1		
20	8 川中島小学校	川崎区川中島2-4-19		
21	9 藤崎小学校	川崎区藤崎3-2-1		
22	10 桜本中学校	川崎区池上新町1-2-4		
23	10-① ライフ川崎桜本店	川崎区桜本2-16-1		
24	12 さくら小学校	川崎区桜本1-9-15		
25	13 臨港中学校	川崎区浜町2-11-22		
26	14 大島小学校	川崎区浜町1-5-1		
27	15 渡田小学校	川崎区田島町1-4-1		
28	15-① イトヨーカ堂川崎店	川崎区小田栄2-2-1		
29	16 田島中学校	川崎区小田2-21-7		
30	17 東小田小学校	川崎区小田5-11-20		
31	18 南部防災センター	川崎区小田7-3-1		
32	19 京町中学校	川崎区京町3-19-11		
33	19-① ライフ川崎京町店	川崎区京町3-21-1		
34	20 小田小学校	川崎区小田4-12-24		
35	20-① 小田公園 ※	川崎区小田4-20-38		
36	21 浅田小学校	川崎区浅田2-11-21		
37	22 渡田中学校	川崎区渡田向町1-1-1		
38	23 新町小学校	川崎区渡田新町3-15-1		
39	24 東大島小学校	川崎区大島5-25-1		
40	25 向小学校	川崎区大島4-17-1		
41	25-① 南部身体障害者福祉会館	川崎区大島1-8-6		
42	26 田島小学校	川崎区渡田1-20-1		
43	27 富士見中学校	川崎区富士見2-1-2		
44	27-① 教育文化会館	川崎区富士見2-1-3		
45	27-② 川崎競馬場 ※	川崎区富士見1-5-1		
46	27-③ 川崎競輪場 ※	川崎区富士見2-1-6		
47	27-④ 川崎球場 ※	川崎区富士見2-1-9		
48	28 旭町小学校	川崎区旭町2-2-1		
49	28-① 旭町子ども文化センター	川崎区旭町2-1-5		
50	28-② スーパーオートバックスかわさき	川崎区港町9-8	10:00~21:00	
51	28-③ イトヨーカ堂川崎港町店	川崎区港町12-1		
52	30 宮前小学校	川崎区宮前町8-13		
53	31 川崎中学校	川崎区下並木50		
54	32 川崎小学校	川崎区日進町20-1		
55	32-① 市営日進町住宅	川崎区日進町37-3		
56	33 京町小学校	川崎区京町1-1-4		
57	33-① 県立川崎高等学校	川崎区渡田山王町2-2-6		
幸区	1 4 御幸中学校	幸区戸手4-2-1		
島 部				
58	浮-① 浮島処理センター	川崎区浮島町509-1		<p>●川崎エコタウン会館については、夜間等はガラスを壊して使用。</p> <p>●開設時間に制限のある施設については、休業日は利用不可。</p>
59	浮-② 花王(株)川崎工場第二工場	川崎区浮島町1-2		
60	浮-③ 東洋製罐(株)	川崎区浮島11-1		
61	浮-④ ブルーエクスプレス	川崎区浮島12-9		
62	東-① 川崎市港湾振興会館(マリエン)	川崎区東扇島38-1		
63	東-② 首都圏臨海防災センター	川崎区東扇島58-15		
64	東-③ コマツ物流(株)東扇島物流センタ	川崎区東扇島5	9:00~17:15	
65	東-④ 東京電力(株)東扇島火力発電所事務本館	川崎区東扇島3		
66	東-⑤ かわさきファズ物流センター	川崎区東扇島6-10		
67	千-① サンケミカル(株)川崎工場事務所棟	川崎区千島町13-2		
68	千-② 日本ポリエチレン(株)川崎工場第1本棟	川崎区千島町3-1		
69	千-③ 川崎臨港倉庫(株)本社棟	川崎区千島町2-2-3	9:00~17:00	
70	千-④ 東京電力(株)川崎火力発電所事務本館	川崎区千島町5-1		
71	千-⑤ 日油(株)川崎事業所総合棟	川崎区千島町3-3	8:30~17:00	
72	千-⑥ ㈱クレハ環境かながわ事業所	川崎区千島町6-1		
73	水-① 川崎エコタウン会館	川崎区水江町6-6		
74	扇-① J X 日鉱日石エネルギー(株)川崎事業所	川崎区扇町12-1		
75	扇-② ペットリファインテクノロジー(株)	川崎区扇町12-2		
76	扇-③ 川崎天然ガス発電所管理棟	川崎区扇町12-1		
77	扇-④ 三友プラントサービス川崎工場	川崎区扇町6-13	8:00~17:00	
78	扇-⑤ 東日本旅客鉄道(株)川崎発電所事務所棟	川崎区扇町8-3		

例 枝番(2-①、2-②等)は、2殿町小学校区内などにある、市立学校以外の津波避難施設
枝番(浮-①、東-①等)は、浮島町や東扇島などにある、津波避難施設

学校区毎の避難所等一覧

区	No	学校区の町丁名	津波避難施設等	備考
川崎区	1	1大師中学校	1大師中(大師河原2-1-1)	
		出来野、大師河原2丁目、田町1丁目、日ノ出1丁目、日ノ出2丁目、田町2丁目の一部、江川1丁目の一部	3東門前小(東門前3-4-6)	
			3-①島忠ホームズ川崎大師店(中瀬3-20-20)	
	2	2殿町小学校	2殿町小(殿町1-17-19)	
		大師河原1丁目の一部、江川1丁目の一部、江川2丁目、小島町、殿町1丁目、殿町2丁目、殿町3丁目、田町2丁目の一部、田町3丁目	2-①上野輸送(小島町6-3)	
			2-②ラウンドワンスタジアム川崎大師店(殿町1-5-1)	
	3-①島忠ホームズ川崎大師店(中瀬3-20-20)			
	3	3東門前小学校	3東門前小(東門前3-4-6)	
	4	4南大師中学校 四谷上町、台町	4南大師中(四谷上町2-4-1)	
			5-①大師公園(大師公園1)	
			6-④川崎平和講堂 平和の間(四谷下町2-5-20)	
			6-⑤県立大師高校(四谷下町2-5-1)	
	5	5大師小学校	5大師小(東門前2-6-1)	
	6	6四谷小学校 塩浜1丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、四谷下町、夜光1丁目、 夜光2丁目、夜光3丁目、池上新町3丁目 の一部	6四谷小(四谷下町4-1)	
6-①入江崎水処理センター(塩浜3-17-1)				
6-③旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所合同2号館(夜光1-3-1)				
6-⑥日本ゼオン(株)総合開発センター8号館(夜光1-2-1)				
7	7川中島中学校 伊勢町、藤崎1丁目、 藤崎2丁目、藤崎3丁目 、藤崎4丁目	7川中島中(藤崎2-19-1)		
		5-①大師公園(大師公園1)		
		7-①市営藤崎住宅(藤崎1-5-9) 7-②市営藤崎東住宅(藤崎3-2-1)		
8	8川中島小学校	8川中島小(川中島2-4-19)		
9	9藤崎小学校 観音1丁目、観音2丁目	9藤崎小(藤崎3-2-1)		
		3-①島忠ホームズ川崎大師店(中瀬3-20-20)		
10	10桜本中学校 池上新町1丁目、 池上新町2丁目、池上新町3丁目 の一部、 桜本2丁目、水江町	10桜本中(池上新町1-2-4)		
		5-①大師公園(大師公園1)		
		10-①ライフ川崎桜本店(桜本2-16-1)		
		8川中島小(川中島2-4-19) 6-①入江崎水処理センター(塩浜3-17-1)		
12	12さくら小学校 桜本1丁目、浜町3丁目、浜町4丁目、池上町、浅野町	12さくら小(桜本1-9-15)		
		6-①入江崎水処理センター(塩浜3-17-1)		
		6-②入江崎総合スラッジセンター(塩浜3-24-12) 20-①小田公園(小田4-20-38)		
13	13臨港中学校 鋼管通2丁目の一部、鋼管通3丁目、 鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、南渡田町、浜町2丁目	13臨港中(浜町2-11-22)		
		19京町中(京町3-19-11)		
		19-①ライフ川崎京町店(京町3-21-1) 20小田小(小田4-12-24)		
14	14大島小学校 鋼管通2丁目 の一部、追分町、浜町1丁目	14大島小(浜町1-5-1)		
		16田島中(小田2-21-7)		
		30宮前小(宮前町8-13)		

区	No	学校区の町丁名	津波避難施設等	備考
川崎区	15	15渡田小学校 <u>鋼管通1丁目</u> の一部、小田栄2丁目、 <u>田島町</u>	15渡田小(田島町14-1)	
			15-①イトーヨーカ堂川崎店(小田栄2-2-1)	
			33京町小(京町1-1-4)	
			33-①県立川崎高校(渡田山王町22-6)	
	16	16田島中学校 小田1丁目、小田2丁目、小田4丁目の一部、(京町2丁目の一部)	16田島中(小田2-21-7)	
	17	17東小田小学校 小田3丁目、小田5丁目の一部	17東小田小(小田5-11-20)	
			20-①小田公園(小田4-20-38)	
	18	18南部防災センター 小田6丁目、小田7丁目、小田5丁目の一部	18南部防災センター(小田7-3-1)	
			20小田小(小田4-12-24)	
	19	19京町中学校 浅田4丁目、(京町3丁目、浅田3丁目)	19京町中(京町3-19-11)	
	20	20小田小学校 小田4丁目の一部	20小田小(小田4-12-24)	
	21	21浅田小学校 浅田1丁目、浅田2丁目、田辺新田、白石町、大川町	21浅田小(浅田2-11-21)	
	22	22渡田中学校 <u>渡田向町</u> 、渡田新町1丁目、渡田新町2丁目、貝塚1丁目、貝塚2丁目	22渡田中(渡田向町11-1)	
			27-③川崎競輪場(富士見2-1-6)	
			31川崎中(下並木50)	
23	23新町小学校 小田栄1丁目、渡田3丁目、 <u>渡田4丁目</u> 、渡田新町3丁目	23新町小(渡田新町3-15-1)		
		31川崎中(下並木50)		
		32川崎小(日進町20-1)		
24	24東大島小学校 <u>大島3丁目</u> 、 <u>大島5丁目</u>	24東大島小(大島5-25-1)		
		27-①教育文化会館(富士見2-1-3)		
		27-③川崎競輪場(富士見2-1-6)		
25	25向小学校 大島1丁目、 <u>大島2丁目</u> 、大島4丁目、 <u>中島3丁目</u>	25向小(大島4-17-1)		
		25-①南部身体障害者福祉会館(大島1-8-6)		
		27-②川崎競馬場(富士見1-5-1)		
		28-①旭町子ども文化センター(旭町2-1-5)		
		28-②スーパーオートバックスかわさき(港町9-8)		
28-③イトーヨーカ堂川崎港町店(港町12-1)				
26	26田島小学校 <u>鋼管通1丁目</u> の一部、 <u>大島上町</u> 、 <u>渡田1丁目</u> 、渡田2丁目、 <u>渡田東町</u>	26田島小(渡田1-20-1)		
		27-②川崎競馬場(富士見1-5-1)		
		28旭町小(旭町2-2-1)		
27	27富士見中学校 榎町、宮前町、 <u>境町</u> 、新川通、富士見1丁目、富士見2丁目	27富士見中(富士見2-1-2)		
		27-③川崎競輪場(富士見2-1-6)		
		32-①市営日進町住宅(日進町37-3)		
28	28旭町小学校 旭町2丁目、中島1丁目、中島2丁目、(旭町1丁目、港町、鈴木町)	28旭町小(旭町2-2-1)		
幸区	1	4御幸中学校 戸手4丁目(多摩川河川敷)、(戸手2丁目、戸手3丁目、小向、小向町)	4御幸中学校(戸手4-2-1)	

- 1 学校区の町丁名で()をつけている町丁は、浸水しない地域を示している。
- 2 学校区の町丁名で斜め文字強調でアンダーラインを付記している町丁は、浸水深が1.2m~2.0m及び2.0m~3.0mの地域があることを示している。
- 3 県立川崎高等学校及び県立大師高等学校体育館を利用、鍵を外部に預託。
- 4 旭町子ども文化センター及び教育文化会館については、鍵を外部に預託。

臨海部各島の避難にあたっての留意事項

町名	地域特性及び対応	津波避難施設及び収容可能人数
浮島町	<p>①浸水予測 半分程度の地域が浸水域である。浸水深は概ね2m以下である。</p> <p>②所在者数等： 従業員6,902人、住民2人 合計6,904人</p> <p>③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数は236人であることから、浮島町内にある津波避難施設や自社施設を利用することにより津波からの避難は島内で対応が可能であると想定される。今後、特定事業所以外の事業所についても要避難対象者数の調査を検討する。</p> <p>④孤立化対策 浮島橋が落橋等により利用できない場合には、首都高速6号川崎線、首都高速湾岸線、東京湾アクアラインの利用が想定されるが、津波により浮島ICなどが冠水し首都高速6号線等が利用できない場合、孤立化するおそれがある。また、東京湾アクアライン等利用者が浮島町に避難してくることも想定されることから、公的の津波避難施設への非常食等の備蓄を検討する。（東京湾アクアライン等の浸水を想定）</p> <p>⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえてR409号線及び首都高速6号川崎線を利用して災害影響範囲外へ避難させる。津波到達以降は、R409号線及び浮島ICの浸水状況を踏まえながら避難する。この際、ヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、避難を支援する。</p>	<p>浮①浮島処理センター 100人 浮②花王 200人 浮③東洋製罐 200人 浮④ブルーエクスプレス 70人</p> <p>合計 570人</p>
東扇島 扇島	<p>①浸水予測 浸水域は岸壁付近に限定される。浸水深は概ね2m以下である。</p> <p>②所在者数等： 従業員10,511人、住民4人、合計10,515人</p> <p>③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数は9人であることから、島内の津波避難施設や自社施設を利用することにより津波からの避難が可能と想定される。今後、特定事業所以外の事業所についても要避難対象者数の調査を検討する。</p> <p>④孤立化対策 千島橋が落橋及び海底トンネルが浸水等により利用できない場合には、首都高速湾岸線の利用が想定される。</p> <p>⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえてR357号線、首都高速湾岸線を使用して災害影響範囲外へ避難させる。この際、ヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、屋内退避を支援する。</p>	<p>東①港湾振興会館(マリエン) 400人 東②首都圏臨海防災センター 500人 東③コマン物流東扇島物流センター 400人 東④東京電力東扇島火力発電所 200人 東⑤かわさきファズ物流センター 200人</p> <p>合計 1,700人</p>
千島町	<p>①浸水予測 殆どの地域が浸水域である。浸水深は概ね2m以下である。（東京電力川崎火力発電所には浸水しない地域がある）</p> <p>②所在者数等： 従業員3,100人、住民7人 合計3,107人</p> <p>③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数が265人であることから、千島町内にある津波避難施設や自社施設を利用することにより津波からの避難は島内で対応が可能と想定される。今後、特定事業所以外の事業所についても要避難対象者数の調査を検討する。</p> <p>④孤立化対策 千島橋が落橋及び海底トンネルが浸水等により利用できない場合には、孤立化する。津波の危険性がなくなった後の、船舶による避難を検討する。</p> <p>⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえて災害影響範囲外に避難させる。災害影響範囲外への避難が出来ない場合は、より安全な施設への屋内退避を検討する。この際、ヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、屋内退避を支援する。</p>	<p>千①サンケミカル川崎工場 100人 千②日本ポリエチレン川崎工場 200人 千③川崎臨港倉庫 200人 千④東京電力川崎火力発電所 200人 千⑤日油川崎事業所 50人 千⑥クレハ環境かながわ事業所 100人</p> <p>合計 850人</p>
水江町	<p>①浸水予測 島内の東側は殆どの地域が浸水域である。浸水深は概ね2m以下である。（西側のJFEスチールの地域はほとんどが浸水しない）</p> <p>②所在者数等： 従業員4,317人、住民0人 合計4,317人</p> <p>③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数が200人であることから、水江町内にある津波避難施設や自社施設を利用することにより津波からの避難は島内で対応が可能と想定されるが、事業所の協力を得て、更なる津波避難施設の指定を推進する。今後、特定事業所以外の事業所についても要避難対象者数の調査を検討する。</p> <p>④孤立化対策 水江運河にかかる道路の陥没及びJFEスチールの海底トンネルが浸水等により利用できない場合には、孤立化する。津波の危険性がなくなった後の、船舶による避難を検討する。</p> <p>⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえて災害影響範囲外に避難させる。災害影響範囲外への避難が出来ない場合は、より安全な施設への屋内退避を検討する。この際、ヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、屋内退避を支援する。</p>	<p>水①川崎エコタウン会館 200人</p> <p>合計 200人</p>
扇町	<p>①浸水予測 殆どの地域が浸水域である。一部2～3mの浸水域がある。（JFEスチールの地域が浸水しない）</p> <p>②所在者数等： 従業員4,049人、住民65人 合計4,114人</p> <p>③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数が0人であることから、扇町内にある津波避難施設や自社施設を利用することにより津波からの避難は島内で対応が可能と想定される。今後、特定事業所以外の事業所についても要避難対象者数の調査を検討する。</p> <p>J R 鶴見線の乗客約500人が扇町内で避難する場合については、川崎天然ガス発電所管理棟への避難について検討する。</p> <p>④孤立化対策 扇橋が落橋等により利用できない場合には、孤立化する。津波の危険性がなくなった後の、船舶による避難を検討する。</p> <p>⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえて災害影響範囲外に避難させる。災害影響範囲外への避難が出来ない場合は、より安全な施設への屋内退避を検討する。この際、必要に応じてヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、屋内退避を支援する。</p>	<p>扇①JX日鉱日石エネルギー川崎事業所 100人 扇②ベトリファイナテクノロジー 100人 扇③川崎天然ガス発電所 600人 扇④三友プラントサービス 70人 扇⑤東日本旅客鉄道川崎発電所 100人</p> <p>合計 970人</p>
大川町	<p>①浸水予測 殆どの地域が浸水域である。浸水深は概ね2m以下である。</p> <p>②所在者数等： 従業員 2,352人、住民 3人 合計 2,355人</p> <p>③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数が0人であるが、大川町内に津波避難施設がないことから、安全性を確保するため、津波避難施設の指定が必要となる。今後、特定事業所以外の事業所についても要避難対象者数の調査を検討する。</p> <p>④孤立化対策 大川橋が落橋等により利用できない場合には、孤立化する。津波の危険性がなくなった後の、船舶による避難を検討する。</p> <p>⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえて災害影響範囲外に避難させる。災害影響範囲外への避難が出来ない場合は、より安全な施設への屋内退避を検討する。この際、ヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、屋内退避を支援する。</p>	なし

所在者数（平成21年経済センサス及び平成22年国勢調査より）

＜参考1＞ 川崎市地域防災計画（震災対策編）津波対策の抜粋

第1節 市の活動体制

1 川崎市災害警戒本部等の設置及び廃止基準

(1) 設置基準

津波警報・注意報が発表された場合の本市の活動体制は、次のとおりとする。

発表された警報・注意報の種類	活動体制
津波注意報（津波注意）	川崎市災害警戒体制
津波警報（津波）	川崎市災害警戒本部
津波警報（大津波）	川崎市災害対策本部

※地震の発生等により川崎市災害対策本部が設置されている場合は、その体制とする。

(2) 川崎市災害警戒体制の廃止基準

- ア 川崎市災害対策本部、又は川崎市警戒本部が設置されたとき。
- イ 津波注意報（津波）解除が発表されたとき。
- ウ 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められたとき。
- エ 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められたとき。

(3) 川崎市災害警戒本部の廃止基準

- ア 川崎市災害対策本部が設置されたとき。
- イ 津波警報（津波）解除が発表されたとき。
- ウ 市域において応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
- エ 市域において災害が発生するおそれが解消したと認められたとき。

(4) 川崎市災害対策本部の廃止基準

- ア 津波警報（大津波）解除が発表されたとき。
- イ 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。
- ウ 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

2 構成

(1) 災害警戒体制

総務局危機管理室長は、通常体制を強化した災害警戒体制をとり、情報収集及び関係機関との連絡体制を確立し、状況に応じて関係局区職員の参集を指示する。

また、各局区も必要に応じて警戒体制を確立する。

(2) 災害警戒本部

津波警報（津波）発表に伴う川崎市災害警戒本部の構成局は原則として総務局、建設緑政局、港湾局、上下水道局、消防局とし、川崎区及び幸区に区本部を設置するものとする。

ただし、川崎市災害警戒本部長は状況に応じて、構成局を追加することができる。

なお、川崎市災害警戒本部の組織及び運営については、川崎市災害警戒本部設置要綱によるものとする。

(3) 災害対策本部

津波警報（大津波）発表に伴う川崎市災害対策本部は、本部会議、部、区本部及び事務局をも

って組織するものとする。

なお、川崎市災害対策本部の組織及び運営については、川崎市災害対策本部条例及び川崎市災害対策本部規定によるものとする。

第2節 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の発表

(注) 気象庁が平成25年3月に津波警報等の基準を改定したため、第2節は川崎市地域防災計画(震災対策編)の抜粋ではなく、気象庁の情報を記載

1 津波警報・注意報の種類

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分(日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については最速2分程度)を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表されるが、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

(注) ① 津波による災害のおそれがないと予想される場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を、地震情報に付加して発表する。

② 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」または、「津波注意報解除」として速やかに通知する。

③ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 津波予報区

本市沿岸部が属する津波予報区は次のとおり。

津波予報区名称	区 域
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。） 東京都（特別区に限る。） 神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）

3 津波情報

気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表します。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻の高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

4 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

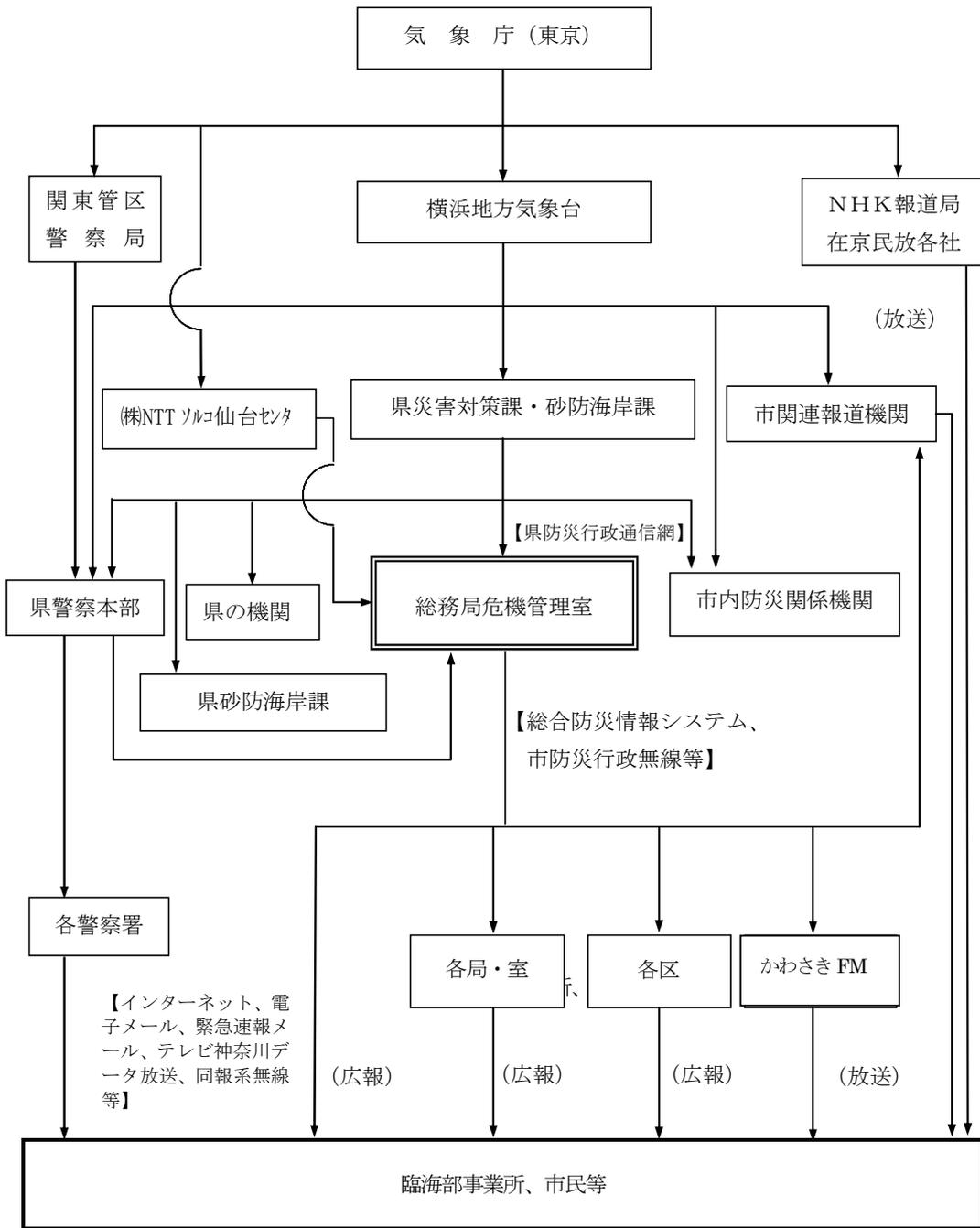
発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

第3節 津波警報・注意報の受伝達

1 伝達系統

津波による被害の軽減を図るため、気象庁が発表する津波警報・注意報を、次の伝達系統により迅速かつ正確に伝達するものとする。

<津波警報・注意報の伝達系統図> ※地震及び津波に関する情報の伝達系統については第3部参照



2 津波警報・注意報等の標識

津波警報・注意報等を鐘音及びサイレン音により伝達する場合は、原則として次による。なお、鳴鐘及び吹鳴の反復は適宜とする。

種 類		鐘 音	サイレン音
津波警報	津 波	●—● ●—● ●—● (2点)	(約5秒) ○— ○— (約6秒)
	大 津 波	●—●—●—● (連点)	(約3秒) ○— ○— (約2秒) (短声連点)
津波注意報	津波注意	●—●—● ●—● (3点と2点の斑打)	(約10秒) ○— ○— (約2秒)
	津波なし	鳴鐘、吹鳴しない。	
津波注意解除 津波警報解除		● ● ●—● (1点2個と2点との斑打)	(約10秒) (約1分) ○— ○— (約3秒)

3 津波警報・注意報等の伝達

(1) 住民等への情報伝達

住民の安全確保や二次災害の防止等を図るため、区、消防局、港湾局、総務局危機管理室は、津波警報・注意報等の伝達を受けたときは、広報車、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、かわさきFM、同報系無線、サイレン、巡視船等により、関係する地域住民及び事業所等にその旨を伝達し津波注意の喚起をするとともに、海岸から離れた鉄筋コンクリート構造の堅牢な3階建て以上の施設等への避難を広報するものとする。

なお、臨海部の公園施設利用者等に的確に津波警報等を伝達するため、海岸部に同報系防災行政無線屋外受信機の整備を図る。

(2) 船舶等への情報伝達

横浜海上保安部は、津波警報・注意報等が発表された場合、港内及び周辺海域の船舶等に対し、巡視船等を巡回させ情報伝達を行うものとする。

第4節 市及び防災関係機関等の措置

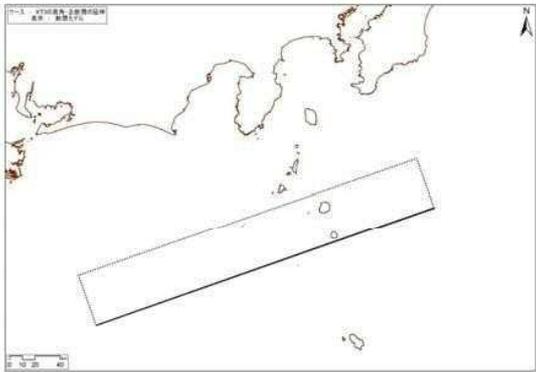
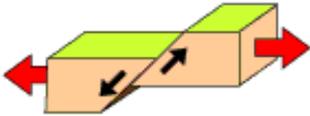
1 地震発生時

市及び防災関係機関は、地震が発生したときは、直ちに津波関連情報の収集に努めるものとする。なお、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、特に潮位の変動に留意し、必要に応じて巡回警戒を実施するものとする。

2 津波警報発表時等

- (1) 市長（その補助執行機関として区長、消防局長又は消防署長）は、津波警報を覚知し、津波による被害が発生するおそれがある場合は、直ちに広報車、消防ヘリコプター、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、同報系無線等により避難の指示等の情報伝達を行うものとする。
- (2) 港湾局長は、在港船舶に対して港外への避難を連絡するとともに、横浜海上保安部に対して、船舶入港の制限や船舶の移動など所要の規制を要請するものとする。
- (3) 港湾局長は、潮位等の情報収集に努めるとともに、津波による被害が予想される場合は、防潮扉を閉めるなど警戒体制を強化し、関係機関への連絡を行うものとする。
- (4) 川崎区長及び建設緑政局長は、津波の多摩川遡上による被害が予想される場合は、関係機関へ連絡の上、川崎河港水門の操作を行うものとする。
- (5) 港湾局長は、津波による被害が発生すると判断した場合は、道路管理者及び県警察と連絡調整を図り、川崎港海底トンネルの交通規制を要請するとともに、津波による被害が切迫していると認めるときは、通行止めなどの措置を講じるものとする。
- (6) 港湾局長は、津波から避難する市民及び港湾関係者等に対して、川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）等の庁舎の一部を一時避難場所として提供するものとする。
- (7) 県警察は、津波による被害が発生すると判断した場合若しくは津波による危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに避難の措置を行い、安全な避難誘導を実施するものとする。また、市長から要請があった場合は、避難の指示を実施するものとする。
- (8) 横浜海上保安部は、港外への避難を勧告するとともに、必要に応じて船舶の入港制限、船舶の移動など所要の規制を行うものとする。

<参考2> 慶長型地震の震源モデル

地震名	慶長型地震	マグニチュード	8.5																				
地震の位置																							
断層の動き方	正断層型 																						
地震の設定理由	<p>本県に対し最大クラスの津波を生じる地震として、1605年の慶長地震は、地震の揺れはあまり大きくなくても津波が大きい地震（津波地震）として知られており、痕跡等の史料は乏しいが、本県に対し最大規模の津波を生じる可能性があるため対象とする。</p> <p>相田（1981）の断層モデルは、房総沖の相模トラフ沿いと東海道沖の2つの断層となっているが、相田の房総沖の断層は本県に対し影響が小さいことを考慮して、この断層は除き、東海道沖の断層モデルを、幅、食い違い量は同等とし、房総沖（海溝部に向かい水深が深くなる手前）まで延長した、震源パラメータを設定し、慶長地震の再現モデルではなく、「慶長型地震」として設定した。</p> <table border="1" data-bbox="424 1429 1410 1547"> <thead> <tr> <th>断層モデル</th> <th>経度 (°)</th> <th>緯度 (°)</th> <th>深さ (km)</th> <th>走向 (°)</th> <th>傾斜角 (°)</th> <th>滑り角 (°)</th> <th>長さ (km)</th> <th>幅 (km)</th> <th>食い違い量 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>慶長型地震</td> <td>140.47</td> <td>34.08</td> <td>1</td> <td>250</td> <td>60</td> <td>270</td> <td>285</td> <td>80</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table>			断層モデル	経度 (°)	緯度 (°)	深さ (km)	走向 (°)	傾斜角 (°)	滑り角 (°)	長さ (km)	幅 (km)	食い違い量 (cm)	慶長型地震	140.47	34.08	1	250	60	270	285	80	800
断層モデル	経度 (°)	緯度 (°)	深さ (km)	走向 (°)	傾斜角 (°)	滑り角 (°)	長さ (km)	幅 (km)	食い違い量 (cm)														
慶長型地震	140.47	34.08	1	250	60	270	285	80	800														
備考	<p>1605年（慶長9年）に発生した慶長地震は、地震被害の記録としては、淡路島の千光寺の諸堂が倒れたというものだけである（推定震度4以下）。</p> <p>慶長地震の津波は、千葉～九州に至る非常に広域な海岸に押し寄せており、県内に記録は残っていないが、静岡の白須賀（元町）では推定津波高6～7mであり、特に八丈島（推定津波高さ10m以内）、高知の佐喜浜（推定津波高さ10～13m）で高い津波となっている。</p>																						

（「新たな津波浸水予測図解説書（平成24年3月神奈川県作成）」より抜粋）

川崎市津波避難計画

発行・編集 川崎市総務局危機管理室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話番号 044-200-2842

発行年月日 平成25年4月23日